令和８年７月
沖縄県警察本部
地域部地域課

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例に基づく安全対策優良海域レジャー提供業者の指定制度（通称「マル優」制度）について

１　はじめに

沖縄県内におけるマリンレジャーの需要の増加に伴い、事業者に対する安全対策を求める声が高まり、平成６年に沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（以下「条例」という。）が制定されました。

条例では「海水浴場や海域レジャー事業の沖縄県公安委員会への届出」、「各種安全対策の実施」を義務付けているほか、沖縄県公安委員会による安全対策が不十分な海域レジャー事業者等への「行政指導や行政処分」等が定められています。

２　安全対策優良海域レジャー提供業者の指定制度（通称「マル優」制度）について

沖縄県公安委員会は、海水浴場開設者及び海域レジャー事業届出者（以下「海域レジャー提供業者」という。）のうち、公安委員会が定める安全対策基準に適合していると認められる海域レジャー提供業者を、安全対策優良海域レジャー提供業者として指定しており、指定を受けた海域レジャー提供業者に、「事業所の名称」、「指定期間」、「指定の業種」等を記載した安全対策優良標示標章を交付しています。

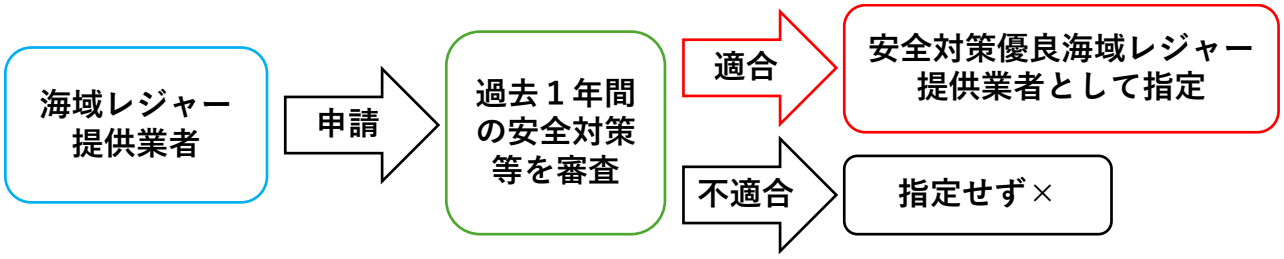

令和８年４月１日以降の申請者
新標章

指定期間
業種等が記載
されている。

令和８年３月31日までの申請者
旧標章

3　条例改正に伴う「マル優」指定の業種の取り扱いについて

令和８年４月１日、改正条例が施行され、これまで条例に基づき沖縄県公安委員会への届出が必要な４種類の海域レジャー事業（プレジャーボート提供業、マリーナ業、潜水業、スノーケリング業）に加え、「カヌー等提供業」「水上設置遊具運営業」が新設され、合計６種となりました。

新たに追加された業種に関する「マル優」の指定申出については、約１年後（令和９年４月１日以降）から開始されます。

また、「カヌー等提供業」については、旧条例において「プレジャーボート提供業」に分類されていたため、旧条例で指定を受けたカヌー等に係る「マル優」指定については、「プレジャーボート提供業」の標示となっております。

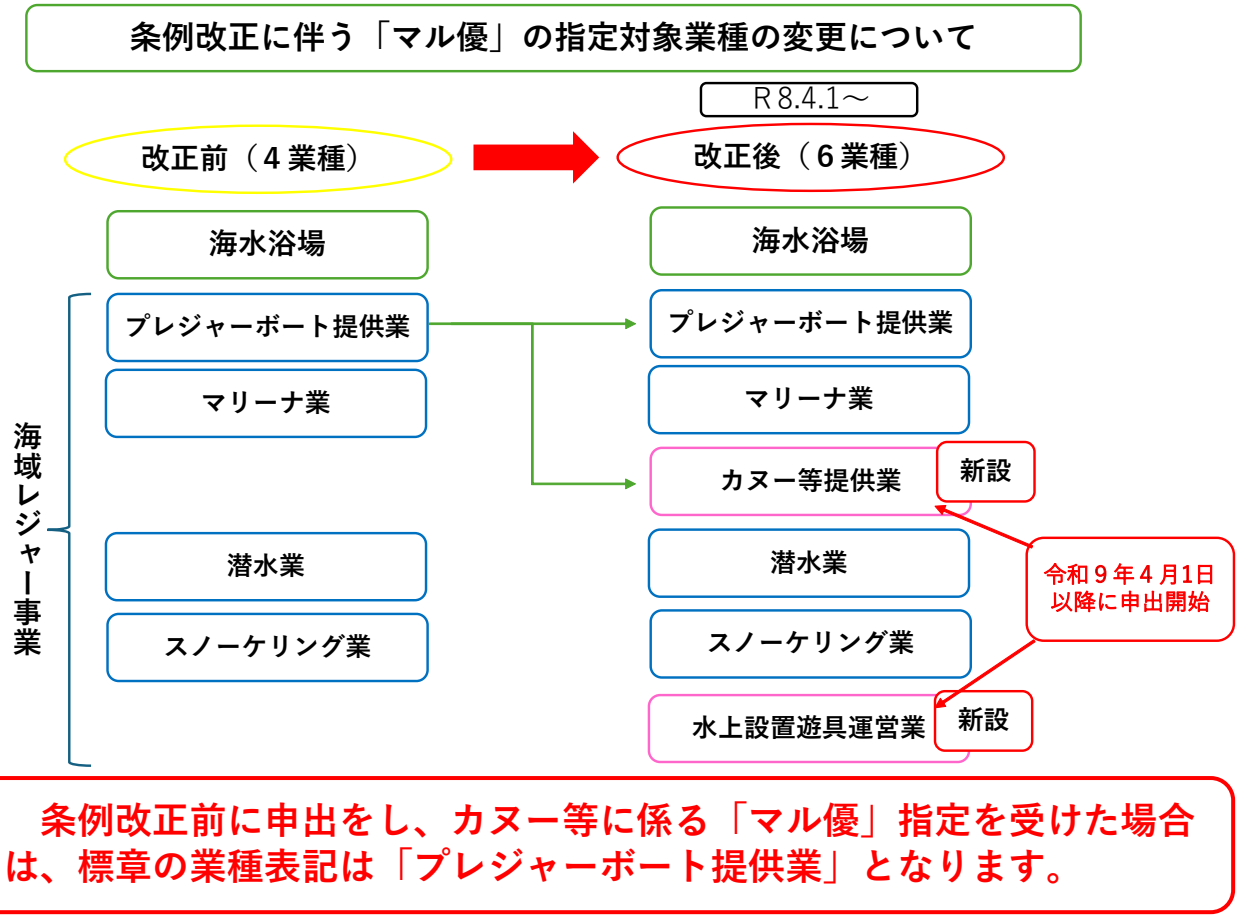

条例改正前に申出をし、カヌー等に係る「マル優」指定を受けた場合は、標章の業種表記は「プレジャーボート提供業」となります。

4　安全対策優良海域レジャー提供業者一覧の公表について

マル優業者の一覧については、沖縄県警察のホームページからご確認できます。

メニュー
　安心・安全な暮らし
　　安全対策優良海域レジャー提供業者（マル優業者）一覧表の公開について

※　指定期間や指定業種などをご確認ください。